

平成29年8月8日

杉並第21469号

改正 平成30年3月29日杉並第69540号
令和6年3月15日杉並第64571号

令和3年10月1日杉並第37779号

(設置)

第1条 荻窪駅周辺まちづくり方針(平成29年4月27日政策調整会議決定)に基づき、交通関連の取組と連携した総合的・一体的なまちづくりの推進を図ることを目的として、荻窪駅周辺総合交通戦略(以下「交通戦略」という。)を策定・推進するに当たり、荻窪駅周辺における総合的な交通のあり方と必要となるハード・ソフトの取組などについて、関係機関等との意見交換及び連絡調整を行うため、杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 交通戦略の策定に関する事。
- (2) 交通戦略の推進、評価及び見直しに関する事。
- (3) その他荻窪駅周辺の交通関連の取組と連携した総合的・一体的なまちづくりの推進に関する事。

(構成)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4条 連絡協議会は、都市整備部長が開催するものとする。

2 連絡協議会の司会、進行については、都市整備部長が指名する。

3 都市整備部長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 連絡協議会は、公開とする。ただし、連絡協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、都市整備部市街地整備課拠点整備担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか連絡協議会の運営に関して必要な事項は、都市整備部まちづくり担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月8日から施行する。

附 則(平成30年3月29日杉並第69540号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日杉並第37779号)

この要綱は、令和3年9月17日から適用する。

附 則(令和6年3月15日杉並第64571号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	3名
鉄道事業者	事業者ごとの代表1名
バス事業者	事業者ごとの代表1名
ハイヤー・タクシー事業者	事業者ごとの代表1名
警視庁交通部交通規制課都市交通管理室長	
警視庁荻窪警察署交通課長	
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長	
東京都第三建設事務所管理課長	
東京都第三建設事務所補修課長	
都市整備部長	
都市整備部まちづくり担当部長	
都市整備部土木担当部長	
政策経営部企画課長	
区民生活部荻窪地域担当課長	
産業振興センター次長	
保健福祉部管理課長	
都市整備部管理課長	
都市整備部都市企画担当課長	
都市整備部交通企画担当課長	
都市整備部市街地整備課長	
都市整備部拠点整備担当課長	
都市整備部土木管理課長	
都市整備部土木計画課長	
都市整備部都市計画道路担当課長	
都市整備部みどり施策担当課長	
都市整備部副参事（荻外荘担当）	
都市整備部杉並土木事務所長	